

中国の新たな国家安全法制 —国家安全法と反テロリズム法を中心に—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

【目次】

はじめに

I 国家安全法制の枠組みと最近の動き

- 1 国家安全関連の現行法
- 2 国家安全委員会と「総合的国家安全観」

II 国家安全法

- 1 新旧の国家安全法と反スパイ法
- 2 新たな国家安全法の構成と要点

III 反テロリズム法

- 1 テロ対策関連立法の概況
- 2 反テロリズム法制定の背景と経緯
- 3 反テロリズム法の構成と要点

おわりに

翻訳：中華人民共和国国家安全法

はじめに

国家安全法制は、「法に基づく国家統治」（中国語で「依法治国」）を推進する習近平政権が特に重点を置く立法分野の1つである。2013年11月の中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議（3中全会）以降、習近平政権は国家安全政策の新たな方針を打ち出した。それは、国家安全政策の中核となる国家安全委員会の創設、国家安全政策の基本原則を示す「総合的国家安全観」の提唱などにより、国の安全基盤の強化と持続的かつ安定的な経済社会の発展を実現するため、従来の枠組みを超えた包括的な国家安全体制を構築しようとするものである。法整備の動きも、それに伴って加速している。

2014年10月23日、中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議（4中全会）で採択された「法に基づく国家統治の全面的推進における若干の重大問題に関する決定」⁽¹⁾においては、「重点分野の立法の強化」の1項目として「総合的国家安全観の実現を徹底し、国の安全のための法治建設を加速し、反テロリズム等の緊急を要する法律を早急に公布し、公共の安全の法治化を推進し、国の安全のための法律制度・体系を構築する」方針が掲げられた。この方針の下、2014年から2015年にかけて、反スパイ法⁽²⁾（2014年11月）、国家

(1) 「中共中央关于全面推进依法治国若干重大问题的决定」『新华月报』2014年第22期, 2014.11, pp.9-18. (新华网 http://news.xinhuanet.com/legal/2014-10/28/c_1113015330.htm) にも掲載)。以下、インターネット情報は2016年1月12日現在である。

(2) 「中华人民共和国反间谍法」国务院法制办公室 <http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfgf/201411/20141100397607.shtml>

安全法⁽³⁾（2015年7月）、反テロリズム法⁽⁴⁾（2015年12月）と、国家安全関連の重要立法が続いた。

本稿では、中国の国家安全法制の枠組みを略述した上で、「総合的国家安全観」に基づく最近の法整備の動向を国家安全法と反テロリズム法を中心に紹介し、国家安全法の全文を訳出する⁽⁵⁾。

I 国家安全法制の枠組みと最近の動き

1 国家安全関連の現行法

(1) 憲法の規定

中国の現行憲法⁽⁶⁾には、「国家の安全」又は「祖国の安全」に言及した次のような規定が含まれている。

第28条（社会秩序の維持）国は、社会秩序を維持し、国家に対する反逆及びその他の国家の安全に危害を及ぼす犯罪活動を鎮圧し、社会の治安に対する危害、社会主義経済の破壊その他の犯罪活動を制裁し、犯罪者を処罰し、更生させる。

第40条（通信の自由）中華人民共和国国民の通信の自由及び通信の秘密は、法律の保護を受ける。国家の安全又は刑事犯罪捜査の必要により、公安機関又は検察機関が法律の定める手続に従って通信の検査を行う場合を除き、いかなる組織又は個人も、その理由を問わず、国民の通信の自由及び通信の秘密を侵してはならない。

第54条（祖国を守る義務）中華人民共和国の国民は、祖国の安全、榮譽及び利益を守る義務を有し、祖国の安全、榮譽及び利益に危害を及ぼす行為をしてはならない。

(2) 国家安全関連法の整備状況

中国では、1993年2月22日に国家安全法⁽⁷⁾（全34か条）が制定された。同法は、国家の安全を維持し、中華人民共和国の政治体制を守り、改革開放と社会主義現代化建設の順調な進展を保障することを立法目的とする。ただし、その内容は、スパイ行為の取締りとそれを主管する国家安全省（英文表記：Ministry of State Security）の業務に関する規定が中心であった。

そのほか、領海及び隣接区域法、突発事件対応法、戒厳法、国防法、国防動員法、治安管理处罰法、銃器管理法、人民武装警察法、出入国管理法、国家秘密保護法、刑法、刑事訴訟法、対外貿易法、独占禁止法、資金洗浄防止法、安全生産法、食品安全法、伝染病予防法、放射能汚染防止法など、各分野の法律に国家安全関連の規定が設けられている。近年、法改正などにより規定の整備拡充が進んできているが、各法律の規定の整合性が十分に確保されていないため、法執行の実効性が阻害されることも少なくない。

(3) 「中华人民共和国国家安全法」国务院法制办公室〈<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfq/fl/201507/2015070039835.shtml>〉

(4) 「中华人民共和国反恐怖主义法」国务院法制办公室〈<http://www.chinalaw.gov.cn/article/xwzx/fzxw/201512/20151200479796.shtml>〉

(5) 反スパイ法と国家安全法の概要については、岡村志嘉子「【中国】反スパイ法の制定」『外国の立法』No.262-1, 2015.1, pp.18-19. 〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8896333_po_02620109.pdf?contentNo=1〉；同「【中国】国家安全法の制定」『外国の立法』No.264-2, 2015.8, pp.18-19. 〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9480563_po_02640209.pdf?contentNo=1〉を参照。

(6) 「中华人民共和国宪法（2004年修正本）」（2004年3月14日公布・施行）国务院法制办公室〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/200403/20040300267334.shtml>〉

(7) 「中华人民共和国国家安全法」国务院法制办公室〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/199302/19930200267562.shtml>〉

2 国家安全委員会と「総合的国家安全観」

国家の安全に関する総合的な政策方針の策定とその体制整備の問題は、胡錦濤政権の時代、2004年9月の中国共産党第16期4中全会で初めて主要議題として取り扱われた。その後、2007年10月、中国共産党第17回全国代表大会において国家安全体制を健全化する必要性が強調され、2012年11月の同第18回全国代表大会では国家安全戦略とその実施体制の拡充強化が打ち出された。このような段階を経て、2013年11月の第18期3中全会において、国家安全体制拡充のため国家安全委員会を設置することが正式に決定された。⁽⁸⁾

国家安全委員会は、習近平を主席、李克強（首相）と張徳江（全国人民代表大会常務委員長）の2名を副主席とし、関係省庁等の長が委員として参加している。2014年4月15日、国家安全委員会第1回会議が開催され、習主席は「総合的国家安全観を堅持し、中国の特色のある国家安全の道を歩もう」と題する談話の中で、「総合的国家安全観」という国家安全政策の新たな基本原則を打ち出した⁽⁹⁾。「総合的国家安全観」は、国家の安全という概念を極めて幅広い分野に適用し、包括的・統一的・効果的にその安全を実現し、維持していくことを目指している。その骨子は表1のとおりである。

表1 「総合的国家安全観」の骨子

背景	中国における国家の安全は、歴史上のいかなる時よりも、その内容と範囲が大きくなり、時空領域が広がり、国内外の要因も複雑になっている。
総合的国家安全観の堅持とは	<ul style="list-style-type: none"> ・人民の安全を旨とし、 ・政治の安全を根本とし、 ・経済の安全を基礎とし、 ・軍事、文化、社会の安全を保証事項とし、 ・国際安全の促進を抛り所とし、 中国の特色のある国家安全の道を歩む
重視すべき10の要素	<ul style="list-style-type: none"> ・外部の安全と内部の安全（対外的な安全と対内的な安全） ・国土の安全と国民の安全 ・伝統的な安全と非伝統的な安全（注） ・社会発展の問題と安全の問題 ・個人の安全と共同の安全
国家安全体系に含まれる11の安全	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 33%;">・政治の安全 <li style="width: 33%;">・国土の安全 <li style="width: 33%;">・軍事の安全 <li style="width: 33%;">・経済の安全 <li style="width: 33%;">・文化の安全 <li style="width: 33%;">・社会の安全 <li style="width: 33%;">・科学技術の安全 <li style="width: 33%;">・情報の安全 <li style="width: 33%;">・生態の安全 <li style="width: 33%;">・資源の安全 <li style="width: 33%;">・核の安全

(注)「非伝統的な安全」とは、科学技術、情報、資源を始め、新たな政治・経済・社会情勢を反映した安全をいう。
 (出典)「图解：习近平首提总体国家安全观」中国共产党新闻网<<http://cpc.people.com.cn/n/2014/0416/c164113-24903261.html>>に基づき筆者作成。

II 国家安全法

1 新旧の国家安全法と反スパイ法

前章で紹介した反スパイ活動関連の規定を中心とする国家安全法は、制定から20年が経過し、国内外の情勢が大きく変化する中で、規定の見直しと実効性の向上が課題となっていた。国家安全法の改正は、「総合的国家安全観」に基づく国家統治の実施に向けた法的基盤整備の重要な一歩と位置付けられ、2段階に分けて行われた。スパイ行為の取締りに関する規定を整備・強化するための法改正と、国家の安全について全般にわたって規定

(8) 黄莹莹「解读国家安全观升级版」『新华月报』2014年第11期,2014.6,p.10を参照。

(9) 「习近平主持召开中央国家安全委员会第一次会议强调 坚持总体国家安全观 走中国特色国家安全道路」『人民日报』2014.4.16。

する新たな基本法の制定である。

まず、第1段階として、2014年11月1日、国家安全法がその題名を含めて改正され、反スパイ法となった（同日施行）。反スパイ法（全40か条）は、スパイ行為についての具体的な定義（5項目）、スパイ取締りの基本方針と実施主体、スパイ取締りに対する国民の権利義務、スパイ取締りに係る守秘義務等について定めている。

反スパイ法制定に引き続き、新たな国家安全法案が、2014年12月、第12期全国人民代表大会常務委員会（以下「全人代常務委」という。）第12回会議に提出され、審議が始まった。第2回審議は、2015年4月の全人代常務委第14回会議で行われ、審議の後には意見公募も実施された。法の適用範囲の拡大、国による管理や規制の強化、権利制限の妥当性等については様々な議論があり、法案には審議の過程で多くの修正が加えられた。第3回審議は同年6月の全人代常務委第15回会議で行われ、法案は2015年7月1日に可決された。新たな国家安全法は全84か条から成り、2015年7月1日に公布、施行された。

2 新たな国家安全法の構成と要点

(1) 構成

新たに制定された国家安全法の構成は、表2のとおりである。

表2 国家安全法の構成

第1章	総則	第1条～第14条	
第2章	国家安全維持の任務	第15条～第34条	国家体制、国民の生存、領土主権、軍事力、経済、金融、資源エネルギー、食料、文化、科学技術、インターネット、民族自治、宗教、テロリズム、社会治安、生態環境、原子力、宇宙・深海底・極地、国外在住者、社会発展の各分野における国家安全維持の任務をそれぞれ規定
第3章	国家安全維持の職責	第35条～第43条	中央・地方の議会、政府機関等の職責について規定
第4章	国家安全制度		
第1節	一般規定	第44条～第50条	
第2節	情報	第51条～第54条	
第3節	リスクの予防、評価及び早期警戒	第55条～第58条	
第4節	審査・監督	第59条～第61条	
第5節	危機管理	第62条～第68条	
第5章	国家安全の保障	第69条～第76条	国家安全業務の遂行に係る財政的、人的保障等について規定
第6章	国民及び組織の義務及び権利	第77条～第83条	国民・組織の協力義務、それに伴う法的保護等について規定
第7章	附則	第84条	

（出典）筆者作成。

(2) 要点

国家安全法の規定には、「総合的国家安全観」の内容がそのまま反映されているものが多い。主な規定の要点は、次のとおりである。

① 国家の安全の定義

国家の安全を、「国家の政権、主権、統一及び領土保全、人民の福祉、経済社会の持続可能な発展その他国家の重大な利益が相対的に危険がなく内外からの脅威を受けない状態にあること、並びにその安全な状態の持続を保障する能力」と定義する（第2条）。

② 基本原則

国家安全業務においては総合的国家安全観を堅持し、人民の安全、政治・経済・軍事・

文化・社会の安全、国際的な安全の促進を旨とする（第3条）。予防を重視して事象の根本原因に対応し（第9条）、国際連携も重視する（第10条）。

③国家の安全に対する責任と義務

中華人民共和国の国民、軍を含む全ての国家機関、政党、団体、企業等の社会組織は、国家安全維持の責任と義務を有する（第11条第1項）。中国の主権と領土に対する侵犯や分割は許されず、国家主権、統一、領土保全は、香港、マカオ、台湾を含む全中国人民の共通の義務である（同第2項）。

④国家、国民、国土の安全

国は、国家への反逆や反乱扇動等の行為、国家機密の窃取・漏洩等の国家の安全に危害を及ぼす行為、国外勢力による浸透・破壊・転覆・分裂活動を取り締まる（第15条）。

国は、最も広範な人民の根本的利益を維持・発展させ、人民の安全を守り、良好な生活環境を創出し、生命・財産の安全その他合法的権利利益を保障する（第16条）。

国は、陸海空の防衛を強化し、国の領土主権と海洋權益を維持する（第17条）。

国は、宇宙空間、国際海底区域及び極地の平和的な探査・利用を行い、当該空間における自国の活動や利益の安全を守る（第32条）。

⑤インターネット・情報の安全

インターネット・情報安全保障体系を構築し、その技術的能力を高め、管理を強化し、サイバー空間における国の主権、安全及び利益を守る（第25条）。

⑥テロ対策と社会の安定

国は、いかなる形のテロリズムや過激主義にも反対し、対応能力を強化し、それを取り締まる（第28条）。

国は、各民族の平等と融合を推進し、民族分裂活動を取り締まる（第26条）。

国は、国民の信教の自由と正常な宗教活動を法に従って保護し、宗教の名を利用して国家の安全に危害を及ぼす違法な犯罪活動を取り締まる（第27条）。

III 反テロリズム法

1 テロ対策関連立法の概況

テロ対策は、中国においても国家安全政策の重要な構成部分とされている。テロ対策関連立法は、1997年3月の刑法の全面改正においてテロ組織の取締り等に関する規定が拡充され、その後、2001年9月11日の米国同時多発テロ事件を契機として、関係規定の整備が更に強化された⁽¹⁰⁾。

国内法だけでなく、国際条約の批准も進められている。2001年10月27日には、全人代常務委において、国連の「爆弾テロ防止条約」と上海協力機構（SCO）⁽¹¹⁾の「テロリズム、分裂主義、過激主義に反対する上海協定」が批准された。その後、国連の「テロ資金供与防止条約」と「核テロリズム防止条約」がそれぞれ2006年2月28日、2010年8月28日に批准され、SCO関係では、「上海協力機構反テロリズム条約」が2014年12月28日に批准されている。

(10) 2000年代前半の状況については、鎌田文彦「中国のテロリズム対策に関する立法動向」『外国の立法』No.228, 2006.5, pp.167-174. (http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000359_po_022811.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)を参照。

(11) 中国、ロシア、中央アジア4か国（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン）の計6か国から成る地域機構で、2001年6月に創設された。

国内法においては、I -1 で紹介した刑法、刑事訴訟法、突発事件対応法、資金洗浄防止法、人民武装警察法等に関係規定がある。また、2011年10月29日には全人代常務委で「反テロリズム対策強化に係る問題に関する決定」⁽¹²⁾ が採択され、テロ活動の定義も明確化された。さらに、2014年9月9日には、最高人民法院、最高人民検察院、公安省の合同通達として、「暴力テロリズム及び宗教過激主義刑事案件の処理における法律適用の若干の問題に関する意見」⁽¹³⁾ が出されている。

2 反テロリズム法制定の背景と経緯

中国政府のテロ対策においては、新疆ウイグル自治区を中心とするウイグル族の「東トルキスタン独立運動」を筆頭に、法輪功等の「邪教集団」、チベット、台湾等の問題が重視されている。近年、国内各地でウイグル族過激派による襲撃等の暴力事件が多発し、多数の死傷者が出ている。また、国際的なテロの脅威が高まる中、海外で中国人が事件に巻き込まれることも珍しくない。2015年11月には、過激派組織「イスラム国」(IS)に拘束された中国人が殺害されている。一方で、「イスラム国」に加わる中国人も増加している。

反テロリズム法案の起草作業は、「総合的国家安全観」が発表された2014年4月から始まり、同年10月の第12期全人代常務委第11回会議に全106か条から成る法案が提出され、第1回審議が行われた。審議終了後には意見公募が行われ、それを踏まえて法案が修正され、2015年2月の全人代常務委第13回会議で第2回審議が行われた。しかし、法案の内容には異論も多く、特に、インターネット規制について欧米諸国等からの強い批判もあり、法案は再度練り直されることになった。第3回審議は2015年12月の全人代常務委第18回会議で行われ、法案は2015年12月27日に可決された。反テロリズム法の条数は最終的に全97か条となり、同日公布され、2016年1月1日に施行された。

3 反テロリズム法の構成と要点

(1) 構成

反テロリズム法の構成は、表3のとおりである。

表3 反テロリズム法の構成

第1章	総則	第1条～第11条
第2章	テロ活動組織及び人員の認定	第12条～第16条
第3章	安全対策	第17条～第42条
第4章	情報	第43条～第48条
第5章	調査	第49条～第54条
第6章	対応措置	第55条～第67条
第7章	国際協力	第68条～第72条
第8章	保障措置	第73条～第78条
第9章	法的責任	第79条～第96条
第10章	附則	第97条

(出典) 筆者作成。

(2) 要点

国家安全法第28条は、いかなる形のテロリズム及び過激主義にも反対し、テロリズム

(12) 「全国人大常委会关于加强反恐怖工作有关问题的决定」全国人大网 <http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2011-10/30/content_1678392.htm>

(13) 「最高法最高检公安部联合出台《关于办理暴力恐怖和宗教极端刑事案件适用法律若干问题的意见》」中华人民共和国公安部 <<http://www.mps.gov.cn/n16/n1237/n1342/n803715/4159735.html>>

に対する警戒・処理能力を強化し、テロ活動組織の取締り及び暴力テロ活動の処罰を法に従って行うことを定めている。反テロリズム法は、この国家安全法の規定を具体化したものである。主な規定の要点は、次のとおりである。

①立法目的

テロ活動を警戒し、処罰し、テロリズム対策を強化することにより、国家の安全、公共の安全及び人民の生命財産の安全を守ることを目的とする（第1条）。

②テロリズムの定義

「暴力、破壊、恐喝等の手段を通じて、社会の恐慌を引き起こし、公共の安全に危害を及ぼし、若しくは人身・財産を侵害し、又は国家機関若しくは国際機関を脅迫することにより、政治、イデオロギー等の目的を実現しようとする主張及び行為」をテロリズムと定義し、具体的に5項目を列挙している（第3条）。なお、その第5項目は、「その他のテロ活動」という抽象的な規定である。

③総合的、統一的なテロ対策の実施

国は、反テロリズムを国家安全戦略に盛り込み、政治、経済、法律、文化、教育、外交、軍事等の手段により、総合的なテロ対策を展開する（第4条）。国は、テロ対策指導機関を設置し、全国のテロ対策の指導及び指揮を統一的に行う（第7条）。国のテロ対策指導機関は、国家反テロリズム情報センターを設置し、国内のテロ関連情報の一元的な管理を行う（第43条）。

④国民の権利と義務

テロ対策は法に基づいて実施し、人権の保障、国民及び組織の合法的権利利益の保護、信教の自由及び民族の風俗習慣の尊重が義務付けられる（第6条）。全ての組織及び個人は、当局が実施するテロ対策に協力する義務を有する（第9条）。

⑤インターネット規制

通信及びインターネットサービス事業者は、当局が法に従ってテロ活動の警戒及び調査を実施するとき、当局に対し技術的なインターフェースや暗号の提供等を行わなければならない（第18条）。また、これらの事業者は、テロリズム及び過激主義を内容とする情報を発見したときは、直ちにその送信を止め、当局に報告しなければならない（第19条）。

⑥報道規制

いかなる組織又は個人もテロ情報を捏造してはならず、模倣されうるテロについては詳細を報道してはならない（第63条）。

おわりに

国家安全法は、国家の安全に関する原則的な規定をまとめたものであり、具体的な法の適用は、各分野の個別の立法に委ねられる。国家安全法の制定後、反テロリズム法が成立したほか、サイバーセキュリティ法案、国外非政府組織管理法案が全人代常務委で現在審議中である。国家安全法においては、「政権の安全」が筆頭に掲げられ、中国共産党の指導的役割が強調されている。国家安全関係の最近の一連の立法は、習近平政権がその政権基盤を一層安定させるための体制強化という側面を併せ持っている。

（おかむら しがこ）

中華人民共和国国家安全法

中华人民共和国国家安全法

(2015年7月1日第12期全国人民代表大会第15回会議で可決、同日公布・施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子訳

【目次】

第1章 総則（第1条～第14条）

第2章 国家安全維持の任務（第15条～第34条）

第3章 国家安全維持の職責（第35条～第43条）

第4章 国家安全制度（第44条～第68条）

第1節 一般規定（第44条～第50条）

第2節 情報（第51条～第54条）

第3節 リスクの予防、評価及び早期警戒（第55条～第58条）

第4節 審査・監督（第59条～第61条）

第5節 危機管理（第62条～第68条）

第5章 国家安全の保障（第69条～第76条）

第6章 国民及び組織の義務及び権利（第77条～第83条）

第7章 附則（第84条）

第1章 総則

第1条

国家の安全を維持し、人民民主独裁の政権及び中国の特色のある社会主義制度を守り、人民の根本的利益を保護し、改革開放と社会主義現代化建設の順調な進行を保障し、中華民族の偉大な復興を実現するため、憲法に基づき、この法律を制定する。

第2条

国家の安全とは、国家の政権、主権、統一及び領土保全、人民の福祉、経済社会の持続可能な発展その他国家の重大な利益が相対的に危険がなく内外からの脅威を受けない状態にあること、並びにその安全な状態の持続を保障する能力をいう。

第3条

国家安全業務においては、総合的国家安全観⁽¹⁾を堅持し、人民の安全を目的とし、政治の安全を根本とし、経済の安全を基礎とし、軍事、文化及び社会の安全を保証事項とし、国際安全の促進を拠り所とし、各分野の国家の安全を維持し、国家安全体系を構築し、中国の特色のある国家安全の道を歩まなければならない。

第4条

国家安全業務に対する中国共産党の指導を堅持し、集中的で統一され、効果的で権威のある国家安全指導体制を構築する。

(1) 中国語原文は「总体国家安全观」。2014年4月15日、国家安全委員会第1回会議で習近平主席が打ち出した中国の国家安全政策の新たな基本原則。

第5条

中央国家安全指導機関⁽²⁾は、国家安全業務の政策決定及び議事調整に責任を負い、国家安全戦略及び関連の重大政策方針を検討・策定及び指導・実施し、国家安全に係る重大事項及び重要業務を統一的に調整し、国家安全法治建設を推進する。

第6条

国は、国家安全戦略を策定し、かつ持続的に改善し、国際及び国内の安全情勢の全面的な評価を行い、国家安全戦略の基本方針、中長期目標並びに重点分野の国家安全に係る政策、任務及び措置を明確にする。

第7条

国家安全の維持においては、憲法及び法律を遵守し、社会主義法治原則を堅持し、人権を尊重及び保障し、国民の権利及び自由を法に従って保護しなければならない。

第8条

国家安全の維持においては、経済社会の発展との調和を図らなければならない。

国家安全業務においては、内部の安全と外部の安全、国土の安全と国民の安全、伝統的な安全と非伝統的な安全、個人の安全と共同の安全を統一的に考えなければならない。

第9条

国家安全の維持においては、予防を中心とし、表面的な事象とその根本原因への同時対応を旨とし、専門業務と大衆運動を結合し、専門機関及びその他の関係機関の国家安全維持の機能・役割を十分に発揮させ、国民及び団体を広く動員し、国家安全に危害を及ぼす行為を警戒し、阻止し、及び法に従って処罰しなければならない。

第10条

国家安全の維持においては、相互信頼、互惠、平等及び協力を堅持し、外国政府及び国際機関との安全に係る交流協力を積極的に行い、国際安全義務を履行し、共同の安全を促進し、世界平和を維持しなければならない。

第11条

中華人民共和国の国民、全ての国家機関及び武装力⁽³⁾、各政党及び各人民団体並びに企業・事業組織及びその他の社会組織は、いずれも国家安全維持の責任及び義務を有する。

中国の主権及び領土は、侵犯し及び分割することは許されない。国家の主権、統一及び領土保全を維持することは、香港・マカオの同胞及び台湾の同胞を含めた全中国人民の共通の義務である。

第12条

国は、国家安全業務において著しい貢献のあった個人及び組織に対し表彰及び報奨を行う。

第13条

国家機関職員が国家安全業務及び国家安全に関係する活動において、職権濫用、職務怠慢、情実による不正を行ったときは、法に従って法的責任を追及する。

いかなる個人及び組織もこの法律及び関係法に違反して、国家安全維持義務を履行せず、又は国家の安全に危害を及ぼす活動に従事したときは、法に従って法的責任を追及する。

(2) 国家安全委員会を指す。

(3) 中国語原文は「武装力量」。中国人民解放軍、中国人民武装警察部隊及び民兵から成る。

第 14 条

毎年 4 月 15 日を全国国民国家安全教育の日とする。

第 2 章 国家安全維持の任務

第 15 条

国は、中国共産党の指導を堅持し、中国的特色のある社会主義制度を守り、社会主義民主政治を發展させ、社会主義法治を健全化し、権力行使の制約と監督のメカニズムを強化し、人民が決定権を持つ各種の権利を保障する。

国は、国家を裏切り、国家を分裂させ、反乱を扇動し、及び人民民主独裁政権を転覆し又は転覆を扇動するいかなる行為、国家機密の窃取及び漏洩等の国家の安全に危害を及ぼす行為、並びに国外勢力による浸透・破壊・転覆・分裂活動を警戒し、阻止し、及び法に従って処罰する。

第 16 条

国は、最も広範な人民の根本的利益を維持・發展させ、人民の安全を守り、良好な生存・發展条件及び安定した労働・生活環境を創出し、国民の生命・財産の安全その他合法的権利利益を保障する。

第 17 条

国は、陸海空の国境警備を強化し、全ての必要な防衛・管制措置をとり、領土、内水、領海及び領空の安全を守り、国の領土主権及び海洋權益を維持する。

第 18 条

国は、武装力の革命化、現代化及び正規化を強化し、国家の安全及び發展の利益を守るための必要に応じた武装力を整備する。国は、積極的防御の軍事戦略方針を実施し、侵略を防備・防御し、武装による転覆・分裂を阻止する。国は、国際軍事安全協力を展開し、国連平和維持、国際救援、海上護衛及び国の海外利益維持のための軍事行動を実施し、国家の主権、安全、領土保全、發展利益及び世界平和を維持する。

第 19 条

国は、国家基本經濟制度及び社会主義市場經濟秩序を維持し、經濟安全リスクを予防及び解消する制度・メカニズムを健全化し、國民經濟の命脈に係る重要業種及び重要分野、重点産業、重要インフラ及び重要建設プロジェクトその他重大な經濟利益の安全を保障する。

第 20 条

国は、金融のマクロ健全性管理及び金融リスク警戒・処理メカニズムを健全化し、金融のインフラ及び基礎能力の整備を強化し、システムの及び地域的な金融リスクを警戒及び解消し、外部金融リスクの衝撃を警戒し及び阻止する。

第 21 条

国は、資源エネルギーを合理的に利用し及び保護し、戦略的資源エネルギーの開發を効果的に制御し、戦略的資源エネルギー備蓄を強化し、資源エネルギー輸送の戦略的ルート構築及び安全保護措置を整備し、国際資源エネルギー協力を強化し、緊急対応保障力を全面的に向上させ、經濟社会發展に必要な資源エネルギーの持続的で確実かつ効果的な供給を保障する。

第 22 条

国は、食料安全保障体系を健全化し、食料の総合的な生産能力を保護し及び向上させ、食料の備蓄制度、流通システム及び市場調節メカニズムを整備し、食料安全の早期警戒制度を健全化し、食料供給とその質的安全を保障する。

第 23 条

国は、社会主義先進文化の前進の方向を堅持し、中華民族の優秀な伝統文化を継承し及び発展させ、社会主義の核心的価値観を育成し及び実践し、好ましくない文化の影響を警戒し及び阻止し、イデオロギー分野の主導権を掌握し、文化の全般的な実力及び競争力を増強する。

第 24 条

国は、独自のイノベーション能力を強化し、独自の制御可能な戦略的高度先端技術及び重要分野の核心枢要技術の発展を加速し、知的財産権の運用・保護及び科学技術の秘密保護の能力を強化し、重要な技術及びプロジェクトの安全を保障する。

第 25 条

国は、インターネット及び情報の安全保障体系を構築し、インターネット及び情報の安全保護能力を向上させ、インターネット及び情報技術のイノベーション研究及び開発・応用を強化し、インターネット及び情報の核心技術、枢要インフラ及び重要分野の情報システム及びデータが安全で制御可能である状態を実現する。国は、インターネット管理を強化し、サイバー攻撃、ネットワーク侵入、ネット上の機密窃取、違法な有害情報の流布等のサイバー違法犯罪行為を警戒し、阻止し、及び法に従って処罰し、サイバー空間における国の主権、安全及び発展利益を維持する。

第 26 条

国は、民族区域自治制度を堅持・整備し、平等、団結、互助、調和の社会主義民族関係を強化・発展させる。各民族の一律な平等を堅持し、民族の往来、交流及び融合を強化し、民族分裂活動を警戒し、阻止し、及び法に従って処罰し、国家統一、民族団結及び社会調和を維持し、各民族共同の団結奮闘及び繁栄発展を実現する。

第 27 条

国は、国民の信教の自由及び正常な宗教活動を法に従って保護し、宗教の独立・自主・自営の原則を堅持し、宗教の名を利用して国家の安全に危害を及ぼす違法な犯罪活動を警戒し、阻止し、及び法に従って処罰し、国外勢力による国内宗教事務への干渉に反対し、正常な宗教活動秩序を維持する。

国は、邪教組織を法に従って取り締まり、邪教の違法な犯罪活動を警戒し、阻止し、及び法に従って処罰する。

第 28 条

国は、いかなる形のテロリズム及び過激主義にも反対し、テロリズムに対する警戒・処理能力を強化し、情報、調査、警戒、処理及び資金監視等の業務を法に従って展開し、法に従ってテロ活動組織を取り締まり、及び暴力テロ活動を厳しく処罰する。

第 29 条

国は、社会矛盾を効果的に予防及び解消する体制・メカニズムを健全化し、公共安全体系を健全化し、社会矛盾を積極的に予防し、縮減し、及び解消し、公衆衛生及び社会安全等の国家の安全及び社会の安定に影響を及ぼす突発事件を適切に処理し、社会調和を促進し、公共の安全及び社会の安定を維持する。

第 30 条

国は、生態環境保護の制度・体系を整備し、生態系保全及び環境保護を強化し、生態保護レッドラインを画定し、生態リスクの早期警戒及び防御を強化し、突発環境事件を適切に処理し、人民の生存・発展の拠り所となる大気、水及び土壌等の自然環境及び条件が脅威及び破壊を受けないよう保障し、人と自然の調和のとれた発展を促進する。

第 31 条

国は、核エネルギーと核技術の平和利用を堅持し、国際協力を強化し、核拡散を防止し、拡散防止メカニズムを整備し、核施設、核原料、核活動及び核廃棄物処理の安全管理、監督及び保護を強化し、核事故の緊急対応システム及び緊急対応能力を強化し、核事故による国民の生命・健康及び生態環境への危害を防止し、制御し、及び除去し、核の脅威及び核攻撃に効果的に対応し、警戒する能力を持続的に増強する。

第 32 条

国は、宇宙空間、国際海底区域及び極地の平和的探査及び利用を堅持し、安全な通行、科学調査及び開発利用の能力を増強し、国際協力を強化し、宇宙空間、国際海底区域及び極地における我が国の活動、資産及びその他の利益の安全を維持する。

第 33 条

国は、法に従って必要な措置を講じ、海外の中国国民・団体・組織の安全及び正当な権利利益を保護し、国家の海外利益が脅威及び侵害を受けないよう保護する。

第 34 条

国は、経済社会の発展及び国家の発展利益の必要に基づき、国家安全維持の任務について持続的な改善を行う。

第 3 章 国家安全維持の職責

第 35 条

全国人民代表大会は、憲法の規定に基づき、戦争及び平和の問題を決定し、憲法に定める国家安全関連のその他の職権を行使する。

全国人民代表大会常務委員会は、憲法の規定に基づき、戦争状態の布告を決定し、全国総動員又は一部動員を決定し、全国又は各省・自治区・直轄市が緊急状態に入ること決定し、憲法が定め、又は全国人民代表大会が付与した国家安全関連のその他の職権を行使する。

第 36 条

中華人民共和国主席は、全国人民代表大会の決定及び全国人民代表大会常務委員会の決定に基づき、緊急状態に入ること布告し、戦争状態を布告し、動員令を公布し、及び憲法に定める国家安全関連のその他の職権を行使する。

第 37 条

國務院は、憲法及び法律に基づき、国家安全関連の行政法規を制定し、関係行政措置を定め、関係決定・命令を公布し、国家安全関連の法及び政策を実施し、法律の規定に基づき、省・自治区・直轄市の範囲内の一部地域の緊急状態入りを決定し、憲法及び法律が定め、並びに全国人民代表大会及び同常務委員会が付与した国家安全関連のその他の職権を行使する。

第 38 条

中央軍事委員会は、全国の武装力を指導し、軍事戦略及び武装力の作戦方針を決定し、国家安全維持の軍事行動を統一的に指揮し、国家安全関連の軍事法規を制定し、関係決定・命令を公布する。

第 39 条

中央国家機関の各部門は、職責分担に基づき、国家安全の政策方針及び関係法規の執行を貫徹し、当該業務系統及び当該分野の国家安全業務を管理・指導する。

第 40 条

地方各級人民代表大会及び県級以上の地方各級人民代表大会常務委員会は、当該行政区域内において、国家安全関係法規の遵守及び執行を保証する。

地方各級人民政府は、法の規定に基づき、当該行政区域内の国家安全業務を管理する。

香港特別行政区及びマカオ特別行政区は、国家安全維持の責任を履行しなければならない。

第 41 条

人民法院は、法律の規定に基づいて裁判権を行使し、人民検察院は、法律の規定に基づいて検察権を行使し、国家の安全に危害を及ぼす犯罪を処罰する。

第 42 条

国家安全機関⁽⁴⁾及び公安機関は、法に従って国家安全関連情報を収集し、国家安全業務において捜査、勾留、容疑者取調べ、逮捕及び法律に定めるその他の職権を法に従って行使する。

軍事関係機関は、国家安全業務において関係する職権を法に従って行使する。

第 43 条

国家機関及びその職員は、職責を履行するとき、国家安全維持の原則を貫徹しなければならない。

国家機関及びその職員は、国家安全業務及び国家安全関連活動において、厳格に法に従って職責を履行しなければならない、越権及び職権濫用並びに個人及び組織の合法的権利利益の侵犯があってはならない。

第 4 章 国家安全制度

第 1 節 一般規定

第 44 条

中央国家安全指導機関は、統一と分散を組み合わせ、調和がとれ効果的な国家安全の制度及び業務メカニズムを実施する。

第 45 条

国は、国家安全重点分野業務調整メカニズムを構築し、中央の関係職能部門による関係業務の推進を統一的に調整する。

第 46 条

国は、国家安全業務の検査監督・責任追及メカニズムを構築し、国家安全戦略及び国家安全重要計画の貫徹を確保する。

(4) 国家安全省及び各地方の国家安全局を指す。

第 47 条

各部門及び各地域は、有効な措置を講じて国家安全戦略の実施を貫徹しなければならない。

第 48 条

国は、国家安全維持業務の必要に基づき、部門間の業務協議メカニズムを構築し、国家安全維持業務の重要事項について協議・判断を行い、意見及び提案を提出させる。

第 49 条

国は、中央・地方間、部門間、軍・地方間及び地域間の国家安全に関する協力連携メカニズムを構築する。

第 50 条

国は、国家安全政策決定に係る諮問メカニズムを構築し、専門家及び関係機関を組織して国家安全情勢の分析・判断を行わせ、国家安全に関する科学的政策決定を推進する。

第 2 節 情報

第 51 条

国は、一本化され、反応が迅速であり、正確かつ効率的で、運営が円滑な情報収集・判断・利用制度を整備し、情報業務の調整メカニズムを構築し、情報の適時収集、正確な判断及び有効な利用・共有を実現する。

第 52 条

国家安全機関、公安機関及び関係軍事機関は、職責分担に基づき、国家安全関連情報を法に従って収集する。

国家機関各部門は、職責履行の過程において、取得した国家安全関連情報を速やかに上級機関に届け出なければならない。

第 53 条

情報業務の実施においては、現代的な科学技術手段を十分に利用し、情報の鑑別、選別、統合及び判断・分析を強化しなければならない。

第 54 条

情報の報告は、適時、正確及び客観的でなければならない。報告に遅滞、漏れ、ごまかし及び虚偽があってはならない。

第 3 節 リスクの予防、評価及び早期警戒

第 55 条

国は、各分野の国家安全リスク対応マニュアルを制定・整備する。

第 56 条

国は、国家安全リスク評価メカニズムを構築し、定期的に各分野の国家安全リスク調査・評価を行う。

関係部門は、定期的に中央国家安全指導機関に対し国家安全リスク評価報告を提出しなければならない。

第 57 条

国は、国家安全リスク監視・早期警戒制度を整備し、国家安全リスクの程度に基づき、

速やかに相応のリスク早期警戒の警告を行う。

第 58 条

国家の安全に危害を及ぼす事件が発生するおそれがあり、又は既に発生したときは、県級以上の地方人民政府及びその関係主管部門は、直ちに規定に基づいて1級上の人民政府及びその関係主管部門に報告しなければならないが、必要な場合は、級を超えて報告することができる。

第 4 節 審査・監督

第 59 条

国は、国家安全の審査及び監督の制度及びメカニズムを構築し、国家の安全に影響し又は影響する可能性のある外国企業の投資、特定物件及び枢要技術、インターネット情報技術の製品及びサービス、国家安全事項関連の建設プロジェクト及びその他の重大な事項及び活動について、国家安全審査を行い、国家安全リスクを効果的に予防し及び解消する。

第 60 条

中央国家機関の各部門は、法律及び行政法規に基づき国家安全審査の職責を行使し、法に従って国家安全審査決定を作成し、又は安全審査意見を提出し、かつその執行を監督する。

第 61 条

省、自治区及び直轄市は、法に従って当該行政区域内における国家安全の審査・監督関連業務に責任を負う。

第 5 節 危機管理

第 62 条

国は、統一指導、協力連携による効果的で秩序のある国家安全危機管理制度を構築する。

第 63 条

国家の安全に危害を及ぼす重大事件が発生したときは、中央の関係部門及び関係する地方は、中央国家安全指導機関の統一計画に基づき、法に従って緊急対応マニュアルを始動させ、制御のための対応措置をとる。

第 64 条

国家の安全に危害を及ぼす特別重大事件が発生し、緊急状態若しくは戦争状態に入り、又は全国総動員若しくは一部動員を行う必要があるときは、全国人民代表大会、全国人民代表大会常務委員会又は国務院が憲法及び関係法に定める権限及び手続に基づいてそれを決定する。

第 65 条

国が緊急状態若しくは戦争状態に入り、又は国防動員の実施を決定した後、国家安全危機管理の職責を履行する関係機関は、法律の規定又は全国人民代表大会常務委員会の規定に基づき、国民及び組織の権利を制限し、並びにその義務を増加させる特別措置をとる権限を有する。

第 66 条

国家安全危機管理の職責を履行する関係機関が法に従って国家安全危機を処理するためにとる規制措置は、国家安全危機がもたらす可能性のある危害の性質、程度及び範囲に応じたものでなければならず、多くの措置から選択できるときは、国民及び組織の権利利益を最大限保護するのに役立つ措置を選ばなければならない。

第 67 条

国は、国家安全危機情報の報告・通知メカニズムを整備する。

国家安全危機事件の発生後、国家安全危機管理の職責を履行する関係機関は、規定に基づき正確かつ速やかに報告し、あわせて、国家安全危機事件の発生、展開、規制・処理及び善後策の状況を法に従って統一的に公表しなければならない。

第 68 条

国家の安全に対する脅威及び危害が制御又は除去された後は、速やかに規制・処理の措置を解除し、十分な善後策を講じなければならない。

第 5 章 国家安全の保障

第 69 条

国は、国家安全保障体系を整備し、国家安全維持能力を増強する。

第 70 条

国は、国家安全法律制度体系を整備し、国家安全法治建設を推進する。

第 71 条

国は、国家安全の各種整備事業に対する財政投入を拡大し、国家安全業務に必要な経費及び装備を保障する。

第 72 条

国家安全戦略物資の備蓄任務を担当する組織は、国の関係規定及び基準に基づき国家安全物資の調達・備蓄、保管及び保守を行い、定期的に調整・更新を行い、備蓄物資の利用効果及び安全を保証しなければならない。

第 73 条

国家安全分野の技術革新を奨励し、国家安全維持における科学技術の役割を發揮させる。

第 74 条

国は、必要な措置を講じて、国家安全業務の専門人材及び特殊人材を採用し、養成し、及び管理する。

国は、国家安全維持業務の必要に基づき、法に従って国家安全業務に専門に従事する関係機関職員の身分及び合法的権利利益を保護し、人身保護及び配属保障の取組を強化する。

第 75 条

国家安全機関、公安機関及び関係軍事機関が国家安全専門業務を行うときは、法に従って必要な手段及び方法を採用することができ、関係部門及び地方は、職責の範囲においてそれに対し支持及び協力を行わなければならない。

第 76 条

国は、国家の安全に関する広報宣伝及び世論誘導を強化し、多様な形式を通じて国家

安全宣伝教育活動を展開し、国家安全教育を国民教育体系及び公務員教育研修体系に組み入れ、国民全体の国家安全意識を増強する。

第6章 国民及び組織の義務及び権利

第77条

国民及び組織は、次の各号に掲げる国家安全維持義務を履行しなければならない。

- (1) 憲法及び法律法規の国家安全関係規定を遵守すること。
- (2) 国家の安全に危害を及ぼす活動の手掛かりを速やかに報告すること。
- (3) 国家の安全に危害を及ぼす活動に関し知り得た証拠をありのままに提供すること。
- (4) 国家安全業務のために有利な条件又はその他の協力を提供すること。
- (5) 国家安全機関、公安機関及び関係軍事機関に対し、必要な支持及び協力を行うこと。
- (6) 知り得た国家機密を守ること。
- (7) その他法律及び行政法規に定める義務

いかなる個人及び組織も、国家の安全に危害を及ぼす行為があってはならず、国家の安全に危害を及ぼす個人又は組織に対していかなる資金援助又は協力も行ってはならない。

第78条

国家機関、人民団体、企業・事業組織及びその他の社会組織は、当該組織の人員に対し国家安全維持教育を行い、当該組織の人員を動員・組織して国家安全に危害を及ぼす行為を警戒し、及び阻止しなければならない。

第79条

企業・事業組織は、国家安全業務の要求に基づき、関係部門と協力して安全関連措置を講じなければならない。

第80条

国民及び組織が国家安全業務を支持し、及びそれに協力する行為は、法律の保護を受ける。

国家安全業務に対し支持及び協力を行ったことにより、本人又はその近親者の身体の安全が危険にさらされたときは、公安機関及び国家安全機関に対し保護を求めることができる。公安機関及び国家安全機関は、関係部門と共同で法に従って保護措置を講じなければならない。

第81条

国民及び組織が国家安全業務に対し支持及び協力を行ったことにより財産の損失に至ったときは、国の関係規定に基づき補償し、身体の傷害又は死亡に至ったときは、国の関係規定に基づき弔慰金及び補償措置を提供する。

第82条

国民及び組織は、国家安全業務について国家機関に批判及び提案を提出する権利を有し、国家機関及びその職員の国家安全業務における違法な職務怠慢行為に対し、不服申立て、告訴及び告発を行う権利を有する。

第83条

国家安全業務において、国民の権利及び自由を制限する特別措置をとる必要があるときは、法に従って行い、かつ、国家安全維持の実際の必要を限度としなければならない。

第7章 附則

第84条

この法律は、公布の日から施行する。

出典

・「中华人民共和国国家安全法」国务院法制办公室〈<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfq/fl/201507/20150700399835.shtml>〉

(おかむら しがこ)